

令和6年4月28日執行

山県市議会議員選挙

# 選挙公営（公費負担）の手引

（自動車、ビラ及びポスター）

山県市選挙管理委員会

## はじめに

この手引は、山縣市議会議員選挙において、候補者の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した業者等は、この手引を参考に、間違いがないように手続を行ってください。

## 目次

1 公費負担制度の趣旨	1
2 公費負担制度の概要	1
3 公費負担制度の種類	1
4 対象となる候補者	2
5 公費負担の限度額	2
6 公費負担手続きの流れ	4
7 諸手続	6
【(1) - 1 選挙運動用自動車の使用 (ハイヤー方式)】	6
【(1) - 2 選挙運動用自動車の使用 (個別契約方式)】	6
【(2) 選挙運動用ビラの作成】	10
【(3) 選挙運動用ポスターの作成】	11
《参考資料》 選挙運動費用の公費負担制度Q & A	別冊
《様式》	別冊

## 1 公費負担制度の趣旨

公職選挙法（以下「法」という。）は、選挙運動について種々の規制を加えています。それでも、選挙には巨額な費用がかかり、それが選挙の腐敗に大きな原因になるといわれています。そこで、法では、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担するなどの選挙運動の公費負担制度を採用しています。

## 2 公費負担制度の概要

この制度は、山県市議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、山県市が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

## 3 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、山県市の条例並びに法及び公職選挙法施行令（以下「令」という。）で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

### （1）選挙運動用の自動車の使用

ア ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）又は

イ 個別契約方式（自動車借入、燃料供給、運転手雇用）

### （2）選挙運動用のビラの作成

### （3）選挙運動用のポスターの作成

## 4 対象となる候補者

この制度で市が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

### ◆市議会議員選挙における供託物没収点

$$\dots\dots\dots \text{有効投票数} \div \text{議員定数} (13人) \times 1/10$$

## 5 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	備考		
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約※ (ハイヤー、タクシー等の利用)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日 64,500円×7日= 451,500円	1の契約と2の契約はいずれか選択	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタカー、個人、会社等からの借上げ等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)		1日 16,100円×7日= 112,700円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,700円×7日= 53,900円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日1人に限る)		1日 12,500円×7日= 87,500円

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

このため、2の燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

## (2) 選挙運動用ビラの作成

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
7円73銭・・・①	4,000枚・・・②	(作成単価と①の 少ない方の額)  ×  (作成枚数と②の 少ない方の枚数)	7.73円×4,000枚=  30,920円

【例1】選挙運動用ビラ6,000枚の作成を30,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価：30,000円÷6,000枚=5円  
この場合、作成単価は上限以下で、作成枚数が上限を超えているため  
公費負担額：5円×4,000枚=20,000円  
※この額を超える分10,000円は候補者の負担となります。

【例2】選挙運動用ビラ4,000枚の作成を40,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価：40,000円÷4,000枚=10円  
この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため  
公費負担額：7円73銭×4,000枚=30,920円  
※この額を超える分9,080円は候補者の負担となります。

## (3) 選挙運動用ポスターの作成

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
541円31銭×105枚+316,250円 105箇所 =3,554円・・・①	105枚・・・②	(作成単価と①の 少ない方の額)  ×  (作成枚数と②の 少ない方の枚数)	3,554円×105枚=  373,170円

※ポスター掲示場数=105箇所

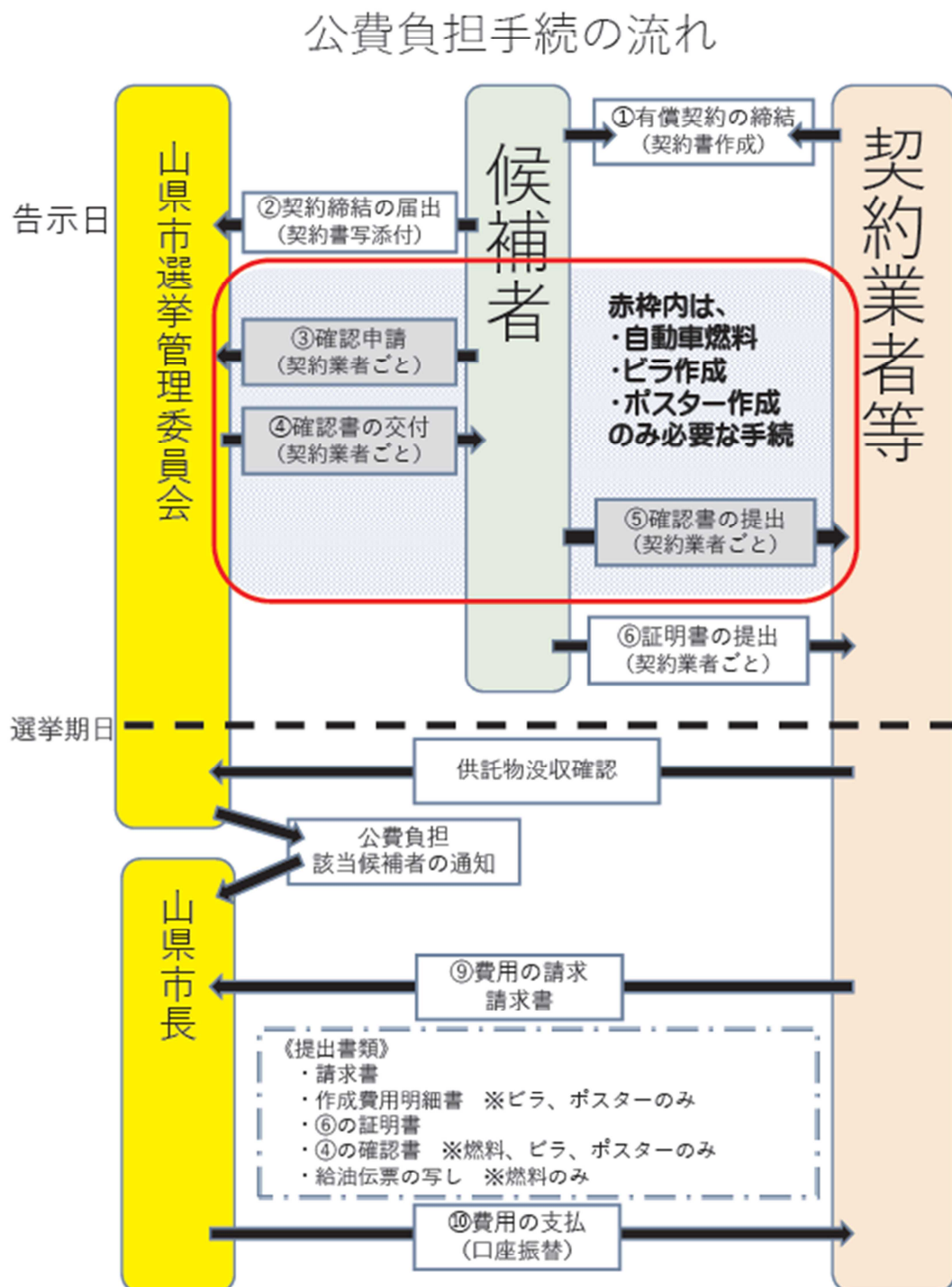
【例1】選挙運動用ポスター120枚の作成を50万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価：500,000円÷105枚=4,761.9・・・円  
この場合、作成単価が上限(3,554円)を超え、作成枚数も上限を超えているため  
公費負担額：3,554円×105枚=373,170円  
※この額を超える分126,830円は候補者の負担となります。

【例2】選挙運動用ポスター200枚の作成を30万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価：300,000円÷200枚=1,500円  
この場合、作成単価は上限以下で、作成枚数が上限を超えているため  
公費負担額：1,500円×105枚=157,500円  
※この額を超える分142,500円は候補者の負担となります。

## 6 公費負担手続の流れ



- 1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）
- 2 選挙運動用自動車の使用（個別契約）自動車の借入
- 3 // （個別契約）運転手

順序	手続	提出先等	時期	必要書類
①	有償契約の締結	候補者と事業者	随時	◎契約書【標準様式】
②	①の契約締結の届出	候補者→市選管	・立候補届出前の契約は立候補届出の日 ・立候補届出後の契約は契約後直ちに	◎契約届出書【様式第1号】 《添付書類》 ・①の契約書の写し
⑥	証明書の交付	候補者→事業者	随時 (実績確定後)	◎証明書兼請求書【様式第4号】
⑦	請求書の提出	事業者→市長	選挙期日後速やかに	◎請求書【様式第5号】 ◎⑥の証明書

- 4 選挙運動用自動車の使用（個別契約）燃料供給
- 5 選挙運動用ビラの作成
- 6 選挙運動用ポスターの作成

順序	手続	提出先等	時期	必要書類
①	有償契約の締結	候補者と事業者	随時	◎契約書【標準様式】
②	①の契約締結の届出	候補者→市選管	・立候補届出前の契約は立候補届出の日 ・立候補届出後の契約は契約後直ちに	◎契約届出書【様式第1号】 《添付書類》 ・①の契約書の写し
③	確認申請書の提出	候補者→市選管	契約の届出と同時に	◎確認申請書【様式第2号】
④	確認書の交付	市選管→候補者	申請後直ちに	◎確認書【様式第3号】
⑤	確認書の提出	候補者→事業者	交付後直ちに	◎④の確認書
⑥	証明書の交付	候補者→事業者	随時 (使用実績確定後)	◎証明書兼請求書【様式第4号】 《添付書類》※燃料のみ ・給油伝票
⑦	請求書の提出	事業者→市長	選挙期日後速やかに	◎請求書【様式第5号】 ◎作成費用明細書【様式第6号】 ※ビラ及びポスターのみ ◎④の確認書 ◎⑥の証明書

## 7 諸手続

### (1) - 1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

#### ①公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をハイヤー方式（自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送する方式）で使用する場合の費用が対象となります。

契約の相手方は、道路運送法上の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー・ハイヤー事業者（以下「ハイヤー事業者」という。）に限られます。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外のタクシー・ハイヤーにかかる費用、例えば予備として借りたハイヤーでの運送費用や、候補者が単に移動するために乗車したタクシーの費用などは対象外です。また、使用する自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外です。

#### ②公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり64,500円です。

無投票の場合は、1日分に限られます。

#### ③契約の締結と届出

候補者とハイヤー事業者が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「様式第1号（第2条関係）自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に係る契約届出書（以下「契約届出書」という。）を提出してください。この「契約届出書」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書」（契約書の書式は書式例参照）は、候補者と契約業者等との任意様式でも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、車種、自動車登録番号（車両番号）、自動車の運送期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、ハイヤー事業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

#### ④使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、ハイヤー事業者に「様式第4号（第5条関係）自動車使用証明書兼請求内訳書（以下「自動車証明書」という。）」を提出してください。

#### ⑤請求

ハイヤー事業者は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後速やかに、市に「様式第5号（第6条関係）請求書兼口座振替依頼書」を提出してください。

このとき、候補者から提出を受けた「自動車証明書」を添付してください。

#### ⑥支払

市は、正当な請求書を受領した日から30日以内にハイヤー事業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。



## (1) - 2 選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

### ア 自動車の借入

#### ①公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をレンタル方式で借りる場合の費用が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の貸出しを事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の借入れにかかる費用、例えば予備車の借入費用や、資材を運搬するために借りたトラックの費用などは対象外です。また、借りた自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外です。

また、道路運送法第80条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。

#### ②公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり16,100円です。

無投票の場合は、1日分に限られます。

#### ③契約の締結と届出

候補者と自動車の貸主が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「様式第1号 契約届出書」を提出してください。この「契約届出書」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書」（契約書の書式は書式例参照）は、候補者と契約業者等との任意の様式でも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、車種、自動車登録番号（車両番号）、自動車の賃貸借期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、貸主の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

#### ④使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、自動車の貸主に「様式第4号の2（第5条関係）自動車使用証明書兼請求内訳書（以下「自動車証明書」という。）」を提出してください。

#### ⑤請求

自動車の貸主は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後速やかに、市に「様式第5号（第6条関係）請求書兼口座振替依頼書」を提出してください。

このとき、候補者から提出を受けた「自動車証明書」を添付してください。

#### ⑥支払

市は、正当な請求書を受領した日から30日以内に自動車の貸主の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

## イ 燃料の供給

### ①公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車に給油する燃料に要する費用が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が燃料の販売を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

なお、候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代、例えば、伴走車や選挙運動用自動車ではない候補者・選挙運動員・労務者の自家用車などに給油する燃料に要する費用は対象外です。

### ②公費負担の限度

公費負担の限度額は、7,700円×選挙運動期間（通常7日間）の範囲内です。  
無投票の場合は、1日分（7,700円）に限られます。

### ③契約の締結と届出

候補者と燃料供給業者が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「様式第1号 契約届出書」を提出してください。この「契約届出書」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書」（契約書の書式は書式例参照）は、候補者と契約業者等との任意の様式でも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、燃料の種類、供給期間、1ℓあたりの単価など》と当事者の意思《候補者の申込意思、燃料供給業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

### ④確認書の交付

公費負担を受けられる燃料代は、7,700円×選挙運動期間（通常7日間）の範囲内に限られます。供給を受ける燃料の代金が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第2号（第3条関係）自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認申請書（以下「燃料確認申請」という。）」を市選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。燃料代が限度内であることを確認した市選挙管理委員会は、「様式第3号（第3条関係）自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書（以下「燃料代確認書」という。）」を交付しますので、この「燃料代確認書」を燃料供給業者に提出してください。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この「燃料代確認書」に自動車登録番号（車両番号）が記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

### ④使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、燃料供給業者に「様式第4号の3（第5条関係）自動車使用証明書兼請求内訳書（以下「燃料代証明書」という。）」を提出してください。

### ⑤請求

燃料供給業者は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後速やかに、市に「様式第5号（第6条関係）請求書兼口座振替依頼書」を提出してく

ださい。

このとき、候補者から提出を受けた「燃料代証明書」と「燃料代確認書」を添付してください。

#### ⑥支払

市は、正当な請求書を受領した日から30日以内に燃料供給業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

### ウ 運転手の雇用

#### ①公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車を運転するために雇用した運転手に支払う報酬が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の運転を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の運転手に支払う報酬や運転手以外の車上運動員に支払う報酬などは対象外です。また、企業や団体と派遣契約を締結して派遣を受けた運転手に要する費用も対象外です。

#### ②公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり12,500円です。

無投票の場合は、1日分に限られます。

同一の日については、1人に限られます。

#### ③契約の締結と届出

候補者と運転手が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「様式第1号 契約届出書」を提出してください。この「契約届出書」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書」（契約書の書式は書式例参照）は、候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、雇用期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、運転手の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

#### ④使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、運転手に「様式第4号の4（第5条関係）自動車使用証明書兼請求内訳書（以下「運転手証明書」という。）」を提出してください。

#### ⑤請求

運転手は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後速やかに、市に「様式第5号（第6条関係）請求書兼口座振替依頼書」を提出してください。

このとき、候補者から提出を受けた「運転手証明書」を添付してください。

#### ⑥支払

市は、正当な請求書を受領した日から30日以内に運転手の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

### (2) 選挙運動用ビラの作成

#### ①公費負担の対象

候補者の選挙運動用ビラの作成費用が対象です。

ビラ作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、請求時に明細書の提出が必要になりますので、必ず内訳を把握しておいてください。

なお、ビラ以外の印刷物（ハガキ、後援会パンフレット、名刺、封筒など）の作成費用は対象外ですので、注意してください。

#### ②公費負担の限度

公費負担の額及び限度額は次のとおりです。

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
7円73銭・①	4,000枚・②	(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7.73円×4,000枚= 30,920円

※ 1円未満の端数は切り上げ

#### ③契約の締結と届出

候補者とビラ作成業者が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「様式第1号 契約届出書」を提出してください。この「契約届出書」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書」（契約書の書式は書式例参照）は、候補者と契約業者等との任意の様式でも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、作成業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

#### ④確認書の交付

公費負担を受けられるビラの作成枚数は4,000枚以内に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第2号（第3条関係）自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認申請書（以下「ビラ確認申請」という。）」を市選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

枚数が限度内であることを確認した市選挙管理委員会は、「様式第3号（第3条関係）自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書（以下「ビラ確認書」という。）」

を交付しますので、この「ビラ確認書」を作成業者に提出してください。

#### ④作成証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、ビラ作成業者に「様式第4号の5（第5条関係）ビラ作成証明書兼請求内訳書（以下「ビラ証明書」という。）」を提出してください。

#### ⑤請求

ビラ作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後速やかに、市に「様式第5号（第6条関係）請求書兼口座振替依頼書」及び「様式第6号（第6条関係）作成費用明細書」を提出してください。

このとき、候補者から提出を受けた「ビラ証明書」と「ビラ確認書」を添付してください。

#### ⑥支払

市は、正当な請求書を受領した日から30日以内にビラ作成業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

#### ①公費負担の対象

市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用が対象です。それ以外のポスターを作成するための費用は対象外です。

ポスター作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができます。

#### ②公費負担の限度

公費負担の額及び限度額は次のとおりです。

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
$541円31銭 \times 105枚 + 316,250円$ 105箇所 = 3,554円・・・①	105枚・・・②	(作成単価と①の 少ない方の額)  ×  (作成枚数と②の 少ない方の枚数)	$3,554円 \times 105枚 =$  373,170円

※ポスター掲示場数=105箇所

※1円未満の端数は切り上げ

#### ③契約の締結と届出

候補者とポスター作成業者が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「様式第1号 契約届出書」を提出してください。この「契約届出書」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書」（契約書の書式は書式例参照）は、候補者と契約業者等との任意の様式でも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など》と当事

者の意思《候補者の申込意思、作成業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

#### ④確認書の交付

公費負担を受けられるポスターの作成枚数は市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場数（105箇所）に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第2号（第3条関係）自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認申請書（以下「ポスター確認申請」という。）」を市選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

枚数が限度内であることを確認した市選挙管理委員会は、「様式第3号（第3条関係）自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書（以下「ポスター確認書」という。）」を交付しますので、この「ポスター確認書」を作成業者に提出してください。

#### ④作成証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、ポスター作成業者に「様式第4号の6（第5条関係）ポスター作成証明書兼請求内訳書（以下「ポスター証明書」という。）」を提出してください。

#### ⑤請求

ポスター作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後速やかに、市に「様式第5号（第6条関係）請求書兼口座振替依頼書」及び「様式第6号（第6条関係）作成費用明細書」を提出してください。

このとき、候補者から提出を受けた「ポスター証明書」と「ポスター確認書」を添付してください。

#### ⑥支払

市は、正当な請求書を受領した日から30日以内にポスター作成業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。